## 高等教育の修学支援新制度に係る 本学の取扱いについて

龍谷大学は、「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)」の対象校に認定されています。 龍谷大学では、「高等教育の修学支援新制度」の対象者の入学申込金・入学時納入金を以下のとおり取り扱います。

## 〔龍谷大学での入学申込金・入学時納入金の取扱いについて〕

- 入学手続 I・II (入学申込金・入学時納入金)は、入学試験要項に記載の納入期日までに全額を納入いただく 必要があります。(所定の期日までに納入がない場合は入学が認められませんのでご注意ください)
- 入学後に所定の手続きを経て修学支援新制度の奨学生として採用され、入学金減免額、 および前期授業料減免額が決定したのち、大学から減免相当額を還付いたします。
- 入学後の手続きについては、新入生特設サイト(3月以降に公開予定)をご確認ください。

## 〔高等教育の修学支援新制度に関する注意事項について〕

- 予約採用者(高校で手続した方)の手続きは、入学後、4月に進学届の提出を行わないと完了しません。
- 以下の奨学金により授業料の減免を受けた方が、修学支援新制度に採用された場合は、 まずは、当該の奨学金制度を適用して授業料等を減免し、減免後の授業料等の金額から 修学支援新制度による減免を行います。
  - ・優秀スポーツ選手奨学金(予約採用型)〈S給付〉
  - 災害学費援助奨学金

お問い合わせ: 龍谷大学 学生部 Tel.075-645-2067 (窓口取扱時間) 平日10:30~17:00 (土日祝・大学休業日を除く)